

市町村子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(第4項及び第5項省略)

東村山市議会6月定例会にて6/20可決
「東村山市子ども・子育て会議条例」(8/1施行)

東村山市子ども・子育て会議

市長が施設型給付費の対象とする「認定こども園」「幼稚園」「保育所」の利用定員を定めようとするときは、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

市長が地域型保育給付費の対象とする「家庭的保育」「小規模保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の利用定員を定めようとするときは、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更をしようとするときは、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

市の「子ども・子育て支援事業計画」を継続的に点検・評価・見直しを行うために、子育て支援策の実施状況を調査審議する。

子どもの数、子どもの保護者の教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握する。⇒ **ニーズ調査等の実施**